

環境最先端都市くらしき

**一般廃棄物処理基本計画
平成26年度—平成41年度**

【新旧計画の概要における対比と解説】

平成26年12月

倉敷市

1. ごみの減量化について

現計画	新計画【改定案】	評価・分析
<p>(1) 現状</p> <p>1) 家庭ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> 一人一日当たりの排出量=598g/人・日(平成19年度) 全国値をわずかながら下回る。 <p>2) 事業ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業ごみ年間排出量=73,686t/年(平成19年度) 市全体で排出されるごみ量の約36%を占める。 <p>3) ごみ質</p> <ul style="list-style-type: none"> 水分=42.4%(平成19年度) 排出されるごみの内、燃やせるごみの占める割合(約8割)が最も高い。 生ごみの占める割合が高い。 	<p>(1) 現状</p> <p>1) 家庭ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> 一人一日当たりの排出量=533g/人・日(平成25年度) 全国値(513g/人・日)を20g/人・日ほど上回る。 <p>2) 事業ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業ごみ年間排出量=67,630t/年(平成25年度) 市全体で排出されるごみ量の約40%を占める。 <p>3) ごみ質</p> <ul style="list-style-type: none"> 水分=57.9%(平成25年度) 排出されるごみの内、燃やせるごみの占める割合は約84%(全国値の約74%)が最も高い。 生ごみの占める割合が約50%と高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみ、事業ごみ共に減ってはいるものの、家庭ごみの一人一日当たりの排出量は全国平均を上回っている。より一層の排出抑制・減量化施策への取組みが必要。 事業ごみについては、全体のごみ量に占める割合は、全国値(約31%)より9%も高く、事業ごみの割合は上昇傾向にある。 燃やせるごみに含まれる水分比率が増加しており、水切りの徹底が不十分なため、市民が自主的に、体験を通して取り組む施策の実施及び意識の啓発が必要。
<p>(2) 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみ等の減量に向け、水切りの徹底、自家処理、堆肥化施設の利用等が必要。 食べ残しをしない、過剰包装の自粛等、家庭、事業所での発生・排出抑制努力が必要。 負担の公平化及び住民の意識改革を図るため、排出量に応じて負担を求める経済的な動機付け手法導入等の検討が必要。 	<p>(2) 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業ごみの比率が全国値に対して高いため、一層の排出抑制・減量化対策が必要。 排出ごみのうちの可燃ごみ比率も全国値に対して高く、分別収集や資源化強化の検討が必要。 生ごみ等の減量に向け、水切りの徹底、自家処理等の対策に関する啓発の推進等が必要。 家庭ごみの減量化対策として、食べ残しをしない、過剰包装の自粛等、家庭や事業者に対する環境学習や情報提供等の啓発促進が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 他都市とは異なる産業構造を持つ地域特性をふまえつつ、排出事業者への指導など、一層の排出抑制・減量化対策が必要。 分別収集の徹底や資源化の強化が必要。 水切りの徹底や自家処理の推進に関して、啓発の推進等により、排出抑制・減量化の強化が必要。 家庭や事業者に対し、減量効果を体験できる施策や見える化施策などにより、啓発の推進が必要。
<p>(3) 目標の設定(減量化)</p> <p>ごみ排出量の削減目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみ(資源ごみ除く)： 平成36年度における一人一日当たり排出量を469g/人・日以下にすることを目指す。 事業ごみ： 平成36年度における年間排出量を58,948t/年以下にすることを目指す。 	<p>(3) 目標の設定(減量化)</p> <p>ごみ排出量の削減目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみ(資源ごみ除く)： (同左), <u>また平成36年度以降平成41年度まで同値の「469g/人・日以下を維持する」ことを目指す。</u> 事業ごみ： (同左), <u>また平成36年度以降平成41年度まで同値の「58,948t/年以下を維持する」ことを目指す。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 国の計画の改訂により、家庭ごみについては平成32年度までに平成12年度対比25%削減、事業ごみについては平成32年度までに平成12年度対比35%削減と計画値が引き上げられた。 家庭ごみについては、くらしキック20を継続(平成36年度までに平成19年対比20%削減)することで目標を達成できる。 事業ごみについては、国の目標を適用することは、本市の地域特性を考慮し、適切ではないと判断し、家庭ごみと同様にくらしキック20を継続することとする。

現計画	新計画【改定案】	評価・分析
<p>(4) 目標を達成するための施策</p> <p>5項目 58施策</p> <p>市民への施策 (10施策)</p> <p>排出抑制に関する施策 (13施策)</p> <p>分別徹底・再資源化に関する施策 (14施策)</p> <p>環境教育に関する施策 (16施策)</p> <p>情報提供に関する施策 (8施策)</p> <p>その他の施策 (7施策)</p> <p>生ごみ等減量推進施策(4施策) リユース推進施策(1施策) リデュース推進施策(2施策) リフューズ推進施策(2施策) 市民の意識改革施策(1施策)</p> <p>生ごみ減量推進施策(1施策) 適正処理に向けた施策(2施策)</p> <p>市民への施策 (9施策)</p> <p>分別徹底施策(5施策) リサイクル推進施策(4施策)</p> <p>適正処理推進施策(1施策) リサイクル推進施策(4施策)</p> <p>体験型学習施策(6施策) 紹介型学習施策(6施策) 意見交換施策(1施策) 実践型施策(2施策) リサイクル推進施策(1施策)</p> <p>イベント型施策(4施策) 情報発信型施策(4施策)</p> <p>意識改革施策(5施策) リジェネレイト施策(1施策) 不法投棄対策施策(1施策)</p> <p>①排出抑制に関する施策 旧13施策 → 新17施策</p> <p>市民への施策 旧10施策 → 新14施策</p> <p>事業者への施策 旧3施策 → 新3施策</p> <p>②再資源化に関する施策 旧14施策 → 新14施策</p> <p>市民への施策 旧9施策 → 新10施策</p> <p>事業者への施策 旧5施策 → 新4施策</p> <p>③環境教育に関する施策 旧16施策 → 新13施策</p> <p>市民への施策 旧区分なし → 新11施策</p> <p>事業者への施策 旧区分なし → 新3施策</p> <p>④情報提供に関する施策 旧8施策 → 新7施策</p> <p>※市民の施策のみ</p> <p>⑤その他の施策 旧7施策 → 新8施策</p> <p>市民への施策 旧区分なし → 新2施策</p> <p>事業者への施策 旧区分なし → 新3施策</p> <p>その他への施策 旧区分なし → 新3施策</p>	<p>(4) 目標を達成するための施策</p> <p>5項目 新59施策</p> <p>市民への施策</p> <p>旧10施策 → 新14施策</p> <p>事業者への施策 旧3施策 → 新3施策</p> <p>①排出抑制に関する施策 旧13施策 → 新17施策</p> <p>市民への施策 旧9施策 → 新10施策</p> <p>事業者への施策 旧5施策 → 新4施策</p> <p>②再資源化に関する施策 旧14施策 → 新14施策</p> <p>市民への施策 旧区分なし → 新11施策</p> <p>事業者への施策 旧区分なし → 新3施策</p> <p>③環境教育に関する施策 旧16施策 → 新13施策</p> <p>市民への施策 旧区分なし → 新11施策</p> <p>事業者への施策 旧区分なし → 新3施策</p> <p>④情報提供に関する施策 旧8施策 → 新7施策</p> <p>※市民の施策のみ</p> <p>⑤その他の施策 旧7施策 → 新8施策</p> <p>市民への施策 旧区分なし → 新2施策</p> <p>事業者への施策 旧区分なし → 新3施策</p> <p>その他への施策 旧区分なし → 新3施策</p>	<p>◆ 国の第三次循環型社会形成推進基本計画の改訂を踏まえ、本市においても質に注目した循環型社会の形成に向けて、5Rの中でも、2R リデュース (Reduce 発生抑制), リユース (Reuse 再利用), 特にReduceに重点的に取り組む。</p> <p>◆ 施策検討の方向性として、効果の浸透と継続性の観点から、以下の4つのタイプの施策を展開する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 減量目標の見える化が可能な施策 (2) 減量・再資源化推進に向けて市民が自主的に取り組める施策 (3) 減量・再資源化推進に向けて市民が体験を通して取り組める施策 (4) 市民・事業者・行政とが連携して実施する施策 <p>◆ 旧18施策を廃止・削除または統合し、新59施策を打ち出した。 (施策の内容については次頁を記載)</p>

図-1 ごみの排出抑制・再資源化等のための施策

図-1 ごみの排出抑制・再資源化等のための施策（新計画）

現計画	新計画【改定案】	評価・分析
<ul style="list-style-type: none"> これまでの実効性や効果、新計画における今後の施策の方向性を勘案して、削除・廃止・統合した施策の主なもの。 <ul style="list-style-type: none"> ① 個別減量目標の公表と取組みの推進 ② 大型生ごみ処理機の導入補助制度の検討 ③ 指定ごみ袋制導入の検討 ④ 地域美化推進員の機能拡充 ⑤ 空き缶つぶし機の貸出の拡大 ⑥ オフィス町内会の推進 ⑦ 拡大生産者責任の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 前頁に示す施策の方向性により、追加又は拡大した施策。 <ul style="list-style-type: none"> 1) 排出抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>排出抑制アイディアの募集</u> ・<u>ごみステーションでの目標見える化事業</u> ・<u>生ごみ処理容器購入費補助事業の推進</u> ・<u>水切りの徹底</u> ・<u>家庭ごみ有料化導入の可能性の検討</u> ・<u>マイバッグ・マイ箸運動の推進</u> ・<u>食品残渣の減量</u> ・<u>リユース食器の貸し出し事業</u> ・<u>集合住宅入居者による取り組み</u> ・<u>マイボトル持参運動の検討と試行</u> ・<u>事業ごみ処理手数料増額改定の可能性の検討</u> ・<u>一般廃棄物減量資源化計画書の提出の指導</u> ・<u>事業系一般廃棄物のマニュフェスト制度の創設</u> 2) 再資源化 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>リサイクルに関するアイディアの募集</u> ・<u>資源ごみ収集頻度の見直し</u> ・<u>廃色用油燃料化事業の拡大</u> ・<u>事業ごみ適正処理指導</u> ・<u>事業系びん類の搬入停止</u> ・<u>分別徹底の推進</u> 3) 環境教育 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>夏休みの自由研究課題の提供と表彰制度</u> ・<u>優良・優秀な事業所の表彰制度</u> ・<u>エコ・クッキングの励行の啓発</u> ・<u>事業所研修の参加</u> 4) 情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>広報紙による情報提供・啓発の充実・拡大</u> 5) その他 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>子育て世代のごみの減量化・資源化等の取組みリーフレットの作成・配布</u> ・<u>不法投棄対策</u> 	<p>【家庭ごみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭ごみについては、一人一日当たりの排出量は全国平均を上回っている。 くらしキック 20 を継続することで、平成 32 年度において国の第三次循環型社会形成推進基本計画で示される国目標値を達成できる。平成 36 年度以降についても、その水準を維持することで目標値の達成が可能となる。 燃やせるごみのうち生ごみの占める割合は約 50%，また生ごみのうち約 90% が水分となっている。 燃やせるごみには約 20% もの紙類やペットボトルなどの資源化物が含まれている 食べ残しをしない、5種 14 分別や水切りの徹底、過剰包装の自粛など環境教育や関連施策の実施によって排出抑制・減量化や再資源化に対する意識の啓発を推進する必要がある。 <p>【事業ごみ】</p> <p>事業ごみについては、資源として回収可能なものが、未だに多く混入しており、排出事業所に対する分別指導や収集業者に対する分別収集の強化が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> 排出事業所に対しては <ul style="list-style-type: none"> ①訪問指導する事業所の対象範囲の拡大、 ②分別指導にも関わらず、改善が見られない事業所に対し、事業所名の公示を行う。 収集運搬許可業者に対しては、 <ul style="list-style-type: none"> ①搬入検査の実施回数を増やす、 ②収集業者に対する分別規準の周知徹底期間を設けた後、搬入時における資源化物の混入状況を撮影し、基準違反が確認された場合は立入検査や文書指導を行う、といった施策を実施することを検討する。 <p>それでもなお、改善が認められない場合は分別規準遵守の誓約書の提出を求め、それまでの間はごみの搬入を認めないことなどを検討する。</p>

2. 資源化について

現計画	新計画【改定案】	評価・分析
(1) 現状 <ul style="list-style-type: none"> 水島エコワークスにおいてガス化改質による資源化を実施しているため、資源回収率は類似都市に比べて非常に高い値となっている。 プラスチック製容器包装は、水島エコワークスで一部資源化されている。 現在、ペットボトルや白色トレイのステーション収集は真備地区でしか行っていない。なお、真備地区を除く市域では、ペットボトルの拠点回収を行っている。 生ごみは倉敷市船穂町堆肥センターで一部資源化されているが、全市での資源化は実施されていない。 	(1) 現状 <ul style="list-style-type: none"> (同左) (同左) 平成 21 年度よりペットボトルのステーション収集を市全域で開始した。 前回の平成 21 年度のごみ処理基本計画策定以降の新たな分別収集や資源化施策を実施している（外国人向けの分別徹底の推進、木くずの事業系一般廃棄物処分業許可等）。 	<p>◆ 水島エコワークスは平成 36 年度までの事業契約であるが、資源化に大きく寄与しているため、施設整備計画の中で、市全体の資源化率の維持を考慮した施設整備の検討が必要である。</p> <p>◆ ペットボトルの全市域での収集が現計画策定時に比べ、開始されている。</p> <p>◆ 新たな分別収集や資源化施策が実施されているが、事業ごみのリサイクル率の確立及び一層の分別収集の徹底が必要である。</p>
(2) 課題 <ul style="list-style-type: none"> 一部の地区で分別収集、資源化を実施している品目については、全市域での資源化実施に向けての検討が必要である。 	(2) 課題 <ul style="list-style-type: none"> 資源化推進にかかる新規実施施策の効果に関する調査や検証の実施を行い、その継続実施や新たな施策の導入検討を行う。 	<p>◆ 今後の取組みとして、施策効果の把握・検証を行ったうえでの、施策の継続・見直しの検討が必要である。</p>
(3) 目標の設定（資源化） <ul style="list-style-type: none"> リサイクル率を目標年度とする平成 36 年度までに、平成 19 年度実績（45.4%）から 10%以上の増加を目指す。 	(3) 目標の設定（資源化） <ul style="list-style-type: none"> （平成 36 年度までは同左） <u>平成 41 年度でも 10%以上（目標値 50.0%以上）の維持を目指す。</u> 	<p>◆ 現在の高いリサイクル率はエコワークスの稼働に大きく依存しており、事業契約が終了した場合でもリサイクル率の低下を少しでも緩和すべく、資源化推進にむけての市民が自主的に取組める施策、体験を通して取り組める施策の実施・強化が必要である。</p>

3. 最終処分について

現計画	新計画【改定案】	評価・分析
(1) 現状 ・本市では焼却灰をガス化改質により資源化しているため、最終処分量は少なく、類似都市平均値より低い値となっている。	(1) 現状 ・(同左) ・最終処分場は2箇所（東部最終処分場、船穂町不燃物処分場）あり、最終処分量は合計3,000t/年以下と少なく、最終処分率は2%台で低い（全国平均は10%台）ものの、最終処分に係る費用が非常に高い。 ・市内には埋立完了の最終処分場が東部最終処分場（1期）他、計5施設あり、うち4つの処分場で浸出水処理施設が稼働中だが、施設の老朽化が進行している。	◆ 水島エコワークスでの焼却灰の資源化により、最終処分量は少ないが、平成37年度以降の同施設の事業継続の状況により、最終処分率の上昇も予想される。 ◆ 現状の最終処分率は低いものの、最終処分経費が高く、今後の最終処分量が少なく維持できた場合も、少ない処分量に対する最終処分経費を改善する必要がある。 ◆ 市内の最終処分場の老朽化が進行するものの、処分量の低さから新規処分場整備のニーズは低く、今後の中間処理のあり方も含め、最終処分場整備の方針を別途、施設整備計画の中で検討中である。
(2) 課題 ・最終処分場を新たに整備するためには多くの費用がかかることから、現状の処分場の更なる延命化に向け、処分量の削減に努めることが重要である。	(2) 課題 ・水島エコワークスにおける中間処理や焼却灰の資源化の実態に関する、事業契約終了後の平成37年度以降の見通しを早急に確立する必要がある。 ・水島エコワークスを含む中間処理計画や焼却灰の資源化等、今後の方向性によっては最終処分計画の見直しを含む検討が必要である。（水島エコワークスの事業終了後でも他の清掃工場からの焼却灰は埋立処分しない方針である） ・市内の埋立が完了した最終処分場の廃止に向けた検討が必要である。	◆ 水島エコワークスをはじめとして、中間処理施設体系やそれに付随する最終処分計画の見直しを別途、施設整備計画の中で検討中である。
(3) 目標の設定（最終処分） ・最終処分量を目標年度とする平成36年度までに、平成19年度実績から20%以上の減量（最終処分率：2.7%）を目指す。	(3) 目標の設定（最終処分） ・最終処分率は平成41年度まで、 <u>2%台を維持</u> する。	◆ 実績でも2%が実現できていることから、現行の中間処理体制を継続する前提で、現計画程度の最終処分率を目標数値として設定する。 ◆ 最終処分率を2%台で維持することで、最終処分場の延命化が実現可能である。

4. ごみ処理・処分施設整備について

現計画	新計画【改定案】	評価・分析
(1) 現状 <ul style="list-style-type: none"> 水島清掃工場、西部清掃工場をはじめ、いくつかの中間処理施設が計画期間中に供用 20 年を経過する。 収集、中間処理、資源化に要する費用が、類似都市平均より高い。 	(1) 現状 <ul style="list-style-type: none"> 中間処理施設が計画期間中に<u>供用 30 年</u>を経過する。 西部清掃工場は、平成 37 年度以降に浅口市（金光町）が<u>西部ブロックの統合新焼却施設での処理へ移行する</u>。 <u>災害廃棄物の処理</u>が、義務付けられた。 一人あたりの年間処理経費や最終処分減量に要する費用が全国平均値より非常に高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 別途策定する施設整備計画において、施設の稼働状況や処理体制の変更などを踏まえながら、施設整備や延命化に係る具体的な検討が必要である。 東日本大震災での大量の災害廃棄物の発生を契機として、自区域の処理や広域連携処理の強化を目標として、「災害廃棄物処理計画」の策定が必要である。 処理経費の改善のため、処理体制や施設整備の見直しと是正が必要である。
(2) 課題 <ul style="list-style-type: none"> 供用 20 年を経過する施設もあり、施設の更新等を検討が必要。 収集を含め、中間処理費用の削減が必要。 	(2) 課題 <ul style="list-style-type: none"> 平成 37 年度以降において、<u>水島エコワーカスの事業延長か新焼却施設を建設するか</u>早期に検討が必要。 <u>西部清掃工場の廃止・延命化</u>に向けた検討が必要。 東部粗大ごみ処理場の破碎処理機の延命化や新設の検討が必要。 中間処理施設の規模縮小により、施設整備投資額を削減するため、ごみの減量化の推進が必要。 平成 26 年 4 月に策定された「災害廃棄物対策指針」に対応した施設整備（耐震化、補修体制の整備等）の実施が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 早急な中間処理体制や施設整備更新等の検討が必要であるが、別途の施設整備計画において検討中である。 工場の建設等、施設整備には概ね 10 年の期間が必要。 水島清掃工場の平成 46 年度までの延命化を実施することで、水島エコワーカスと西部清掃工場の延命化、統合、廃止等の方針決定が課題となった。 施設整備費削減のため、ごみ減量化施策の実施により、啓発の推進が必要。 災害廃棄物対策指針に対応した強靭な施設（地域防災拠点となる）の整備が必要であり、別途策定する施設整備計画において検討中である。
(3) 将来施設計画 <ol style="list-style-type: none"> 現状のごみ処理施設 <ul style="list-style-type: none"> 最終処分場が <u>1箇所</u>。 本計画期間内に竣工から 20 年以上経過する施設がある。 施設の安定的稼働の持続や、施設更新などにより適切なごみ処理継続のための計画検討が必要。 将来の中間処理施設計画 	(3) 将来施設計画 <ol style="list-style-type: none"> 現状のごみ処理施設 <ul style="list-style-type: none"> 最終処分場が <u>2箇所</u>。 本計画期間に<u>竣工から 35 年を経過する施設</u>がある。 施設の安定的稼働の持続や、施設更新など「<u>強靭な一般廃棄物処理システムの確保</u>」を達成し、より適切なごみ処理継続のための計画検討が必要。 将来の中間処理施設計画 <ul style="list-style-type: none"> 浅口市金光地区は、西部清掃工場で処理しているが、平成 37 年度以降は西部ブロックの同新施設で処理。 水島清掃工場は平成 26 年度から平成 28 年度にかけて基幹改良工事による延命化（平成 46 年度までの継続使用）を実施。 西部清掃工場では、廃止・延命化に向けた検討が必要。 水島エコワーカスは、平成 36 年度までで事業契約が終了。 吉備路クリーンセンターは、総社広域環境施設組合で整備方針を検討中。 東部粗大ごみ処理場は稼働から 20 年が経過し破碎処理機に老朽化が見られ、設備修繕費が増加傾向。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の老朽化に伴い、処理体系の見直しが必要。 国の方針に合致した強靭な一般廃棄物処理システムに関する検討が必要であり、別途施設整備計画において検討中である。

現計画	新計画【改定案】	評価・分析
		<p>◆ 施設整備にあたっての基本方針として、施設整備計画に整合した下記の基本方針を示し、強靭な一般廃棄物処理施設の整備を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 方針 1：安全・安心・安定的な処理の確保 ➤ 方針 2：環境保全への配慮 ➤ 方針 3：災害廃棄物処理等への対応 ➤ 方針 4：広域化への対応 ➤ 方針 5：ライフサイクルコストの適正化 ➤ 方針 6：処理システム・公害防止基準等の変化への柔軟な対応 <p>◆ 今後の施設の改廃、統合などが一部未確定の施設があるため、各施設の今後の施設整備等の方向性と整備スケジュールを改定案として示している。</p>
3) 将来の最終処分施設 ・吉備路クリーンセンターの焼却残渣を受け入れている総社市一般廃棄物処分場においても、本計画期間内に新たな施設への更新を予定。	3) 将来の最終処分施設 ・吉備路クリーンセンターの焼却残渣を受け入れている総社市一般廃棄物処分場について、総社広域環境施設組合を検討中。 ・現状の問題として、以下の 2 点がある。 1) 本市の最終処分場は 2箇所で、最終処分量は 3,000t/年以下と少なく、最終処分率も 2%台と低いものの、最終処分に係る費用が非常に高い。 2) 水島エコワーカスにおける中間処理計画のあり方や焼却灰の資源化等、今後の施設整備計画策定の方向性に即した、最終処分計画の見直しを含む検討が必要である。	<p>◆ 総社広域環境施設組合において検討中。</p> <p>◆ 現状で明らかな 2 つの問題点を今後解決する必要がある。</p>

5. 生活排水(し尿)処理について

現計画	新計画【改定案】	評価・分析												
<p>(1) 処理の目標</p> <p>図3-3-1 処理形態別人口の推移(予測結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の下水道整備計画どおりに面整備が進められ、各整備区域内の接続率が現状と同程度で推移するものとして、目標年次である平成36年度に水洗化率99%以上を目指す。 <p>表-2 処理の目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度 (現 在)</th> <th>平成36年度 (目標年次)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水洗化率</td> <td>89.8%</td> <td>99%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※水洗化率=水洗化人口÷計画処理区域内人口</p>		平成19年度 (現 在)	平成36年度 (目標年次)	水洗化率	89.8%	99%以上	<p>(1) 処理の目標</p> <p>図3-4-1 処理形態別人口の推移(推計結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度現在の水洗化率は<u>93.5%</u>となっており、町(大字)ごとの下水道の整備計画に基づき推計した平成41年度の予測値では水洗化率は<u>95.5%</u>となり、旧計画に定める目標値である水洗化率99%を達成できない。 し尿の処理については、<u>公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図る上で極めて重要</u>であるため、目標年次である<u>平成41年度</u>に水洗化率99%以上を目指す。 <p>表-2 処理の目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年度 (現 在)</th> <th>平成41年度 (目標年次)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水洗化率</td> <td>93.5%</td> <td>99%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※水洗化率=水洗化人口(下水道人口+農業集落排水人口+浄化槽人口)÷計画処理区域内人口</p>		平成25年度 (現 在)	平成41年度 (目標年次)	水洗化率	93.5%	99%以上	<p>◆ 現計画に示されている平成19年度の水洗化率は平成25年度現在で上昇している(約4%増加)ものの、平成41年度の予測値では、水洗化率は95.5%となり、目標値に至らない。このため、目標値の見直し、あるいは水洗化率向上のため、合併浄化槽の設置や下水道への切り替えを推進する等の啓発が必要である。</p>
	平成19年度 (現 在)	平成36年度 (目標年次)												
水洗化率	89.8%	99%以上												
	平成25年度 (現 在)	平成41年度 (目標年次)												
水洗化率	93.5%	99%以上												
<p>(2) 生活排水(し尿)処理の問題点、課題等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 収集・運搬に関する問題点及び課題 <ul style="list-style-type: none"> 設備の更新等による改善が必要である。 船穂・真備地区で使用している中継槽は、老朽化による周辺環境への悪影響が懸念されるばかりでなく、中継槽までの収集・運搬許可と中継槽からの運搬委託により、直接搬入と比較して経費が高価となっているため、廃止に向けた検討が必要。 	<p>(2) 生活排水(し尿)処理の問題点、課題等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 収集・運搬に関する問題点及び課題 <ul style="list-style-type: none"> 貯留槽はし尿収集困難地区対策として、排出者自らが貯留槽へし尿を投入する目的で設置されているが、昨今では自らくみ取りを行い、貯留槽へ投入する排出者は極少数になっている。 (同左) 	<p>◆ 貯留槽は利用者が減少し、中継槽は老朽化による周辺環境への悪影響が懸念される。このため、貯留槽及び中継槽は、改修・集約化を行いながら、将来の廃止に向けた検討を行う必要がある。</p>												

現計画	新計画【改定案】	評価・分析
(3) 生活排水(し尿)処理の基本方針 1) し尿処理に係る理念 ・公衆衛生及び公共用水域の環境保全のため、し尿等の安定した適正処理の確保に努める。	(3) 生活排水(し尿)処理の基本方針 1) し尿処理に係る理念 ・公衆衛生及び公共用水域の環境保全のため、 <u>災害も考慮したし尿等の安定した適正処理の確保に努める。</u>	◆ 災害対策基本法に基づき策定された「岡山県地域防災計画」(平成26年9月)や「倉敷市水害廃棄物処理計画」(平成18年2月)では、仮設トイレや災害により冠水した便槽への対応が必要とされている。また、「災害廃棄物対策指針」(平成26年4月)に対応した施設整備(耐震化、補修体制の整備等)を実施し、常時のみならず災害時を考慮したし尿の適正処理の検討が必要である。
2) し尿処理に係る基本方針 ・合併のメリットを最大限に生かした、効率的な処理体制を確立する。 ・施設の老朽化やし尿等発生量の減少に対応した、効果的な施設整備を実施する。	2) し尿処理に係る基本方針 ・地形や地域特性を考慮した効率的な処理体制を確立する。 ・施設の老朽化やし尿等発生量の減少に対応した <u>処理施設の集約</u> を実施する。 ・ <u>し尿及び浄化槽汚泥の要処理量は、災害時には、下水道の利用ができなくなることを想定してし尿及び汚泥を見込むものとする。</u>	◆ 処理施設は、通常の要処理量の減少と災害時を想定した処理量を見込み、適宜整備・補修又は改修等を実施しながら適正処理が可能な規模に集約する計画を策定する必要がある。

